

議案第百九号

港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年十一月二十七日

提出者 港区長 清 家 愛

港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める

条例の一部を改正する条例

港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和二年港区条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第二項中「掲げる健康診断が」を「掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康診査

障害児の通所開始時の健康診断、
定期健康診断又は臨時の健康診断

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第八十二号）の施行による児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）の一部改正を踏まえ、指定障害児通所支援を利用する障害児の健康診断に関する基準を変更するため、本案を提出いたします。